

・金融政策決定会合における決定の内容

1．金融政策運営に関する決定事項等

(平成21年4月7日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

1．次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

2．対外公表文は別途決定すること。

(21年4月7日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別紙)

2009年4月7日

日本銀行

当面の金融政策運営について

1．日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.1%前後で推移するよう促す。

2. 日本銀行では、金融調節の一層の円滑化を図るため、以下のとおり、適格担保の範囲を拡大することを決定した（「『適格担保取扱基本要領』の一部改正等について」参照）。

（1）政府に対する証券貸付債権・政府保証付証券貸付債権の適格担保範囲の拡大

（2）地方公共団体に対する証券貸付債権の適格担保化

3. わが国の経済情勢をみると、海外経済の悪化により輸出が大幅に減少していることに加え、企業収益や家計の雇用・所得環境が悪化する中で、内需も弱まっている。金融環境をみると、CP・社債市場の発行環境は改善しているものの、全体としては厳しい状態が続いている。これらを背景に、わが国の景気は大幅に悪化している。今後は、内外の在庫調整の進捗を背景に、輸出・生産の減少テンポは緩やかになっていくと予想されるが、国内民間需要は更に弱まっていくとみられるため、わが国の景気は、当面、悪化を続ける可能性が高い。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、石油製品価格の下落や食料品価格の落ち着きを反映して足もと低下しており、今後は、需給バランスの悪化も加わって、マイナスになっていくとみられる。景気・物価の先行きについては、2010年度までの中心的な見通しとしては、中長期的な成長期待やインフレ予想が大きく変化しないもとで、2009年度後半以降、国際金融資本市場が落ち着きを取り戻し、海外経済が減速局面を脱するにつれ、わが国経済も持ち直し、物価の下落幅も縮小していく姿が想定される。こうした下で、見通し期間の後半には、物価安定のもとでの持続的成長経路へ復していく展望が拓けるとみられるものの、このような見通しを巡る不確実性は高い。

4. リスク要因をみると、世界的な金融情勢や海外経済の動向次第では、わが国の景気が下振れるリスクがあることに注意する必要がある。また、企業の中長期的な成長期待が低下し、設備や雇用の調整圧力が高まることを通じて、国内民間需要が一層下振れるリスクもある。金融環境が厳しさを増す場合には、金融面から実体経済への下押し圧力が高まり、金融と実体経済の負の相乗作用が強まる可能性がある。物価面では、景気の下振れリスクが顕在化した場合や国際商品市況が下落した場合には、物価上昇率が一段と低下する可能性もある。この場合、企業や家計の中長期

（注）賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。
反対：なし。

的なインフレ予想が下振れるリスクに注意する必要がある。

- 5 . 日本銀行は、金融政策面からわが国経済を支えるため、昨年秋以降これまでの間、政策金利の引き下げ、金融市場の安定確保、企業金融円滑化の支援という3つの柱を中心に、様々な措置を実施してきた。本日の適格担保範囲の拡大措置も、金融市場の安定確保の観点から、決定したものである。また、金融システムの安定を図るため、金融機関保有株式の買入れを再開したほか、金融機関向け劣後特約付貸付の供与に向けて具体的な検討を行っている。日本銀行としては、今後とも、わが国経済が物価安定のもとでの持続的成長経路へ復帰していくため、中央銀行として最大の貢献を行っていく方針である。

以 上

(21年4月30日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移
するよう促す。

(別 添)

2009年4月30日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移
するよう促す。

以 上

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員
反対：なし

(21年4月30日決定)

「経済・物価情勢の展望(2009年4月)」の基本的見解を決定する件

(案件)

標題の件に関し別紙のとおり決定すること。

(別紙)

2009年4月30日

日本銀行

経済・物価情勢の展望(2009年4月)

【基本的見解】¹

2008年秋以降、米欧の金融システムや国際金融資本市場の動揺が深刻化する中、世界経済は同時かつ急速に悪化した²。最近に至り、在庫調整の進捗などを背景に、世界的に景気の下げ止まりに向けた動きがみられ始めているほか、各国当局は大規模な政策対応を検討中あるいは実施途上にあり、今後、これらの政策が効果を発揮していくことが期待される。もっとも、こうした動きが、世界経済の順調な回復につながっていくかどうかについては、なお確実とはいえない状況にある。先行きの世界経済を展望する上では、米欧の金融システムの建て直しがどのように進むのか、また、新興国も含め世界需要がどの程度のテンポで回復していくのか、といったことが重要な着目点となる。以下、このような点における不確実性も十分念頭

¹ 4月30日開催の政策委員会・金融政策決定会合で決定されたものである。

² 昨年秋以降、日本銀行、国際機関、民間調査機関の実質GDP成長率の見通しは、いずれも急速かつ大幅に下方修正された(参考図表)。

に置いた上で、わが国の経済・物価情勢の展望について、中心的な見通しとリスク要因の双方を検討することとする。なお、新型インフルエンザの拡がりや経済活動等への影響については、今後、注意深くみていく必要がある。

(経済情勢の見通し)

わが国経済は、大幅に悪化している。2008年度のわが国経済は、1月の中間評価時点と比べると、大幅に下振れた。企業部門では、海外経済の急速な落ち込みから輸出が著しく減少したほか、企業収益や金融環境の悪化により設備投資も大幅に低下した。家計部門でも、消費者マインドや雇用・所得環境の悪化を背景に、個人消費が弱まってきた。

先行き2009年度から2010年度を展望すると、わが国経済は、海外経済や国際金融資本市場の動向に大きく依存した展開を辿る可能性が高い。2009年度前半は、国内民間需要は引き続き弱まっていく一方で、内外の在庫調整の進捗を背景に、輸出・生産の減少に歯止めがかかっていくと予想される³。このため、わが国経済は、悪化のテンポが徐々に和らぎ、次第に下げ止まりに向かうとみられる。2009年度後半以降は、各国における各種政策が効果を顕わすとともに、2000年代半ばにかけて蓄積された金融や实体经济における様々な過剰の調整も徐々に進捗するとみられるため、国際金融資本市場が落ち着きを取り戻し、海外経済も持ち直していくと考えられる。わが国経済も、こうした海外経済や国際金融資本市場の回復に加え、金融システム面での対策や財政・金融政策の効果もあって、緩やかに持ち

³ 2008年度は、年度後半に、実質GDP前期比成長率が大幅に低下した。このため、2009年度は、極めて低い実質GDPの水準から始まるため、2009年度中に、日本経済が下げ止まる場合でも、前年度対比の成長率は大幅なマイナスとなる。このように、経済の変動が極めて大きい場合には、各時点における成長率(前期比成長率)と年度平均の成長率が大きく異なりうることに留意する必要がある。

直し、見通し期間の後半には、潜在成長率を上回る成長に復帰していく姿が想定される⁴。

こうした見通しの内容を、やや詳しくみると、以下の通りである。

海外経済

海外経済は、金融と実体経済の負の相乗作用が働いており、当面、悪化を続けると考えられる。米国では、住宅価格が大幅に下落しており、家計のバランスシート調整が続いているほか、金融機関の貸出姿勢は厳しい状態が続いている。また、雇用情勢や企業収益も急速に悪化している。このため、実体経済活動は弱まってきており、これが、信用コストの増加を通じて、金融機関収益に対してマイナスの影響を及ぼしている。欧州経済でも、輸出の減少や金融環境のタイト化の影響などから、悪化が続くとみられる。また、新興国や資源国においても、成長率は低い水準にとどまると考えられる。

ただし、このところ、世界的な在庫調整の進捗や中国における政策効果の発現など、世界経済の下げ止まりを示唆する動きがみられ始めている。先行き 2009 年度後半以降は、2000 年代半にかけて蓄積された金融や実体経済における様々な過剰の調整が進展するとみられるうえ、現在、各国で策定・実施されている各種の政策も、徐々に効果を発揮すると考えられる。このため、海外経済は、全体として、持ち直していく姿が想定される。

⁴ 大幅な景気悪化により、資本ストックの伸び率が低下していることなどを反映し、わが国の潜在成長率は、従来推定されていた水準よりも低下していると判断される。見通し期間中の潜在成長率については、2008 年 10 月の展望レポート時点の「1%台半ばないし後半」から低下し、「1%前後」と推定される。

企業部門

企業部門では、昨年夏以降の商品市況の下落の影響が、時間をおいて徐々に波及してくるため、交易条件の改善が見込まれるものの、海外経済の悪化や既往の円高の影響などから、当面は、製造業では厳しい収益環境が続き、稼働率も大幅に落ち込んだ状態が続くと考えられる。こうした動きは、非製造業の収益にもマイナスの影響を及ぼしていくとみられる。このような状況のもとで、設備投資は、当面、減少を続けるとみられる。もっとも、先行きについては、グローバル需要に関する中長期的な成長期待が大きく下振れないとすれば、輸出や企業収益が回復していくことに伴い、設備投資の伸びも徐々に回復していくと見込まれる。

家計部門

個人消費は、雇用・所得環境の悪化により、当面、弱まっていく可能性が高い。既に、所定外労働時間が大幅に減少しているほか、非正規雇用の調整が進んでいる。今後、こうした動きは、特別給与の大幅な削減や新卒採用の抑制などに広がっていく可能性が高く、雇用・所得環境は、当面、厳しさを増していくとみられる。先行きについては、消費財・サービス価格の下落により実質所得が押し上げられる効果や、各種政策に対する期待が消費者マインドを下支えする効果が期待されるが、雇用・所得環境の改善は、企業収益の回復に遅れる傾向にあるため、見通し期間中、個人消費の回復は緩慢なものに止まると見込まれる。

金融環境

わが国の企業金融を巡る環境をみると、CP・社債市場の発行環境が改善するなど、昨年後半と比べると、逼迫度合いはやや緩和している。もっとも、企業業績の悪化を背景に、資金繰りや金融機関の貸出態度が厳しいとする先が増加するなど、全体としては厳しい状況が続いている。2009年

度前半は、まず企業の資金需要面では、在庫調整の進捗や原材料コストの低下などを背景に、運転資金需要は徐々に後退していくとみられる。一方、資金供給面では、低金利環境が続く中、各種施策の効果もあって、CP・社債市場の発行環境の改善が持続し、銀行貸出の増加が続くことが想定される。このため、企業金融の逼迫度合いは、次第に緩和していく姿が見込まれる。ただし、企業収益の低迷がしばらく続くとともに、これを背景に信用リスクに対する金融機関や投資家の慎重な姿勢が続くとみられるため、企業の資金調達を巡る不安は、なお根強く残るものと考えられる。

2009年度後半以降は、国際金融資本市場が落ち着きを取り戻す中で、実体経済や企業収益が緩やかに持ち直していくとみられる。こうした状況のもとで、各種施策の効果もあって、わが国の金融システムや金融市場の安定性が増していき、金融機関の融資姿勢や投資家の投資姿勢が好転するなど、金融環境の厳しさは、徐々に後退していくものと考えられる。見通し期間の後半には、こうした金融環境改善の動きが、実体経済の回復を後押ししていくことが期待される。

(物価情勢の見通し)

以上の経済の見通しのもとで、物価を巡る環境についてみると、まず、労働や設備といった資源の稼働状況は、現在、過去の平均を大きく下回る水準にあり、需給ギャップは大幅なマイナスとなっているとみられる。先行きは、景気が回復するにつれて、資源の稼働状況も緩やかに回復していく姿が想定されるが、見通し期間の後半に至っても需給ギャップのマイナスは残存するとみられる。ユニット・レーバ・コスト(生産1単位当たりの人件費)は、生産の大幅な減少により一時的に上昇した後、低下していく可能性が高い。この間、中長期的なインフレ予想は、長期金利の動向

等からみて、大きくは変化していないとみられる。また、国際商品市況は、世界経済の回復につれて、緩やかに上昇していくことが想定される。

物価指数に即してみると、国内企業物価指数は、既往の国際商品市況安や需給環境の悪化を反映して、2009年度は大幅に下落するとみられる。2010年度は、需給ギャップのマイナスが残存するため、国内企業物価指数は下落を続けるが、国際商品市況の緩やかな上昇を背景に、下落幅は縮小すると見込まれる。

消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比は、石油製品価格の下落や食料品価格の落ち着きに加え、経済全体の需給バランスの悪化などを反映して、2009年度半ばにかけて下落幅が拡大していく可能性が高い。その後、中長期的なインフレ予想が安定的に推移するとの想定のもと、石油製品価格や食料品価格の影響が薄れていくため、下落幅は縮小していくと考えられる。もっとも、需給ギャップのマイナスが残存し、賃金も弱い動きを続けるとみられるため、2010年度においても下落が続くと見込まれる。

（上振れ・下振れ要因）

以上述べた相対的に蓋然性が高いと判断される見通しについては、経済・物価の面で上下両方向のリスクがあり、特に現在のように不確実性が極めて高い状況においては、こうした要因に十分留意する必要がある。

まず、先行きの経済情勢については、以下のような上振れまたは下振れ要因がある。

第1に、国際的な金融と実体経済の負の相乗作用の帰趨である。昨年秋以降、金融資本市場の混乱は、米欧のみならず、新興国・資源国にも波及し、実体経済と金融の負の相乗作用は、世界的に強まっている。各種政策にもかかわらず、資産価格の下落や実体経済の悪化が続く場合には、負の

相乗作用が強まり、海外経済が更に下振れたり、回復のタイミングが遅れるリスクがある。また、金融資本市場の緊張が緩和された後も、しばらくは、金融機関や投資家の慎重なリスクテイク姿勢が続き、実体経済活動を抑える要因となる可能性もある。更には、各国における景気回復が遅れた場合、保護主義的な動きが拡がり、貿易や金融取引の縮小を通じて、世界経済を更に下押しするリスクにも注意する必要がある。

各国別にみると、まず米国では、金融市場の一部で改善の動きがみられるものの、金融資本市場全体としては緊張の高い状態が続いているうえに、雇用環境が急速に悪化している。今後、資産価格下落の持続や不良債権の増加などを背景に、金融と実体経済の負の相乗作用が強まることによって、景気は下振れる可能性がある。欧州経済については、米国経済同様、実体経済の悪化に伴い、金融と実体経済の負の相乗作用が強まる可能性がある。更に、主要な貿易相手国であり、欧州金融機関による融資比率が高い欧州新興国における景気の悪化は、欧州経済に対して更なる下押し圧力となるリスクがある。新興国・資源国では、輸出の大幅な減少や国外への資金流出に直面している国が多い。これらの国においても、実体経済の悪化が、国外への資金流出の拡大につながり、それが更に実体経済への下押し圧力となる可能性がある。

第2に、世界各国で取り組んでいる各種政策の影響である。現在、日本を含め世界各国は、金融システム対策、積極的な金融・財政政策に取り組んでいる。特に、米欧では、金融システムに対する信認の建て直しが進むかどうか、世界的には、需要の下支えを図ることが出来るかどうか、がポイントとなる。中国など一部の国では、国内需要の面で、既にこうした政策の効果がみられ始めているほか、各国の金融市場でも、改善の動きがみられる。ただし、多くの国における政策は、検討中あるいは実施途上であ

り、その帰趨と効果については、各国の景気に対して、上振れ・下振れ両方向の不確実性があることに留意する必要がある。

第3に、企業の中長期的な成長期待の動向である。見通しでは、足もとの景気が大きく落ち込む中であっても、グローバル需要に関する中長期的な成長期待が大きく下振れることなく、海外経済の調整が進捗するにつれて、設備投資が緩やかに回復することを想定している。しかし、海外経済の調整が更に深まったり、長引いたりする場合には、企業の中長期的な成長期待が更に低下し、設備投資を中心に景気が下振れる可能性がある。また、企業の中長期的な成長期待の下振れは、雇用・所得環境にも影響を及ぼし、恒常所得の低下を通じて、家計支出の抑制に繋がるリスクもある。

第4に、国内の金融環境の動向である。今後、国際金融資本市場の緊張が更に高まり、わが国への影響が強まる場合や、企業業績の低迷が続くことで信用リスクが増加し、わが国金融システムの安定性が損なわれるような場合などには、金融面から実体経済への下押し圧力が高まり、金融と実体経済の負の相乗作用が強まる可能性がある。一方、やや長い目で見た場合には、成長率が徐々に高まっていく中で、緩和的な金融環境が続く場合、金融・経済活動や物価の振幅が大きくなるリスクには、引き続き留意する必要がある。

次に、物価上昇率の先行きについても、上振れ・下振れ両方向の不確実性が高いことに留意する必要がある。経済活動水準の変動について上述のような上振れ・下振れ要因が顕現化した場合、物価にも相応の影響を及ぼすとみられる。また、物価に固有のリスク要因としては、第1に、家計の中長期的なインフレ予想や企業の価格設定行動が挙げられる。わが国経済は、先行きにかけて、需給バランスが緩和した状態が続くとみられ、物価は下落しやすい環境にある。こうした環境のもとで、企業や家計が持続的

な物価下落を予想するような事態が生じた場合には、実際の物価も、賃金とともに、下落幅を拡大するリスクがある。第2に、輸入物価の動向が拳げられる。原油をはじめとする一次産品の価格動向には上下両方向に不確実性が大きい。短期的には、世界経済の下振れに伴い、一次産品価格も下落するリスクがある。一方、やや長い目でみると、世界経済回復の過程で、現在の極めて景気刺激的な政策が維持された場合には、一次産品価格が予想以上に上振れる可能性がある。また、為替相場の変動も、实体经济の振幅を通じるルートに加え、輸入物価の変化を通じて、消費者物価に相応の変化をもたらし得る。

(金融政策運営)

日本銀行は、物価安定のもとでの持続的成長を実現するため、「中長期的な物価安定の理解」(金融政策運営に当たり、各政策委員が、中長期的にみて物価が安定していると理解する物価上昇率)を念頭に置いた上で、経済・物価情勢について2つの「柱」による点検を行い、先行きの金融政策運営の考え方を整理することとしている⁵。

まず、第1の柱、すなわち先行き2010年度までの経済・物価情勢について、相対的に蓋然性が高いと判断される見通しについて点検する。上述した通り、わが国経済は、当面、悪化が続くが、次第に下げ止まりに向かい、2009年度後半以降、成長率が緩やかに持ち直す姿が想定される。また、消費者物価指数(除く生鮮食品)の前年比は、2009年度半ばまでにやや大きく下落した後、2009年度後半以降は、下落幅が徐々に縮小していくと見込まれる。こうした動きが持続すれば、日本経済は、やや長い目でみれば、

⁵ 日本銀行は、「中長期的な物価安定の理解」について、原則としてほぼ1年毎に点検することとしている。本年も点検を行った結果、「中長期的な物価安定の理解」は、消費者物価指数の前年比で0～2%程度の範囲内にあり、委員毎の中心値は、大勢として、1%程度となっている。

物価安定のもとでの持続的成長経路へ復していく展望が拓けると考えられる。

次に、第2の柱、すなわち、より長期的な視点も踏まえつつ、金融政策運営の観点から重視すべきリスクを点検する。景気については、国際的な金融経済情勢、中長期的な成長期待の動向、わが国の金融環境など、景気の下振れリスクが高い状況が続いていることに注意する必要がある。物価面では、景気の下振れリスクの顕現化、中長期的なインフレ予想の下振れなど、物価上昇率が想定以上に低下する可能性がある。一方、中長期的には、世界経済が回復する過程において、現在の極めて景気刺激的な政策が維持された場合、一次産品価格が予想以上に上振れることなどにより、わが国の物価上昇率が想定以上に上昇する可能性もある。

以上の2つの柱に基づく点検を踏まえると、日本経済は、やや長い目でみれば、物価安定のもとでの持続的な成長経路に復していく展望が拓けるとみられる。ただし、当面は、景気・物価の下振れリスクを意識する必要がある。

現在生じている世界的な金融危機と景気的大幅な落ち込みは、金融や実体経済において、2000年代半ばにかけて蓄積された様々な過剰が巻き戻される過程で生じているとみられる。世界経済が本格的に回復するためには、こうした過剰の是正が進むことが不可欠の前提であり、それには相応の時間がかかると考えられる。その際、経済政策に求められるのは、景気の底割れを防ぎながら、過剰の是正を出来るだけ円滑に進めていくことである。そのためには、各種のセーフティーネットを提供すると同時に、急激な需要の落ち込みを防ぐという2つの観点からの対応が重要である。そうした観点から、わが国を含め、各国の政府・中央銀行は、様々な措置を実施してきている。

日本銀行は、金融政策面からわが国経済を支えるため、昨年秋以降これまでの間、政策金利の引き下げ、金融市場の安定確保、企業金融円滑化の支援という3つの柱を中心に、様々な措置を実施してきた。また、金融システムの安定を図るため、金融機関保有株式の買入れを再開したほか、金融機関向け劣後特約付貸付の供与を実施することとした。日本銀行としては、当面、景気・物価の下振れリスクを意識しつつ、わが国経済が物価安定のもとでの持続的成長経路へ復帰していくため、中央銀行として最大限の貢献を行っていく方針である。

以 上

(参考1)

2008～2010年度の政策委員の大勢見通し

対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2008年度	-3.2～-3.1 < -3.2 >	+3.3	+1.2
1月時点の見通し	-2.0～-1.7 < -1.8 >	+3.0～+3.2 < +3.1 >	+1.1～+1.2 < +1.2 >
2009年度	-3.7～-3.0 < -3.1 >	-7.6～-6.9 < -7.5 >	-1.6～-1.4 < -1.5 >
1月時点の見通し	-2.5～-1.9 < -2.0 >	-7.0～-6.0 < -6.4 >	-1.2～-0.9 < -1.1 >
2010年度	+0.8～+1.5 < +1.2 >	-2.4～-1.4 < -1.8 >	-1.1～-0.8 < -1.0 >
1月時点の見通し	+1.3～+1.8 < +1.5 >	-1.5～-0.8 < -0.9 >	-0.6～0.0 < -0.4 >

(注1) 「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を1個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

(注2) 過年度の実質GDPについては、例年、1～3月期の水準を10～12月期と同じと仮定して計算した推計値を掲載していた。今回は、1～3月期の経済指標の動向を勘案し、2008年度の実質GDPについても、政策委員の見通しを示すこととした。なお、2008年度の国内企業物価指数は実績値。2008年度の消費者物価指数(除く生鮮食品)については、3月の前年同期比が2月と同じと仮定して計算した値。

(注3) 各政策委員は、政策金利について市場金利に織り込まれたとみられる市場参加者の予想を参考にしつつ、上記の見通しを作成している。

(注4) 政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

対前年度比、%。

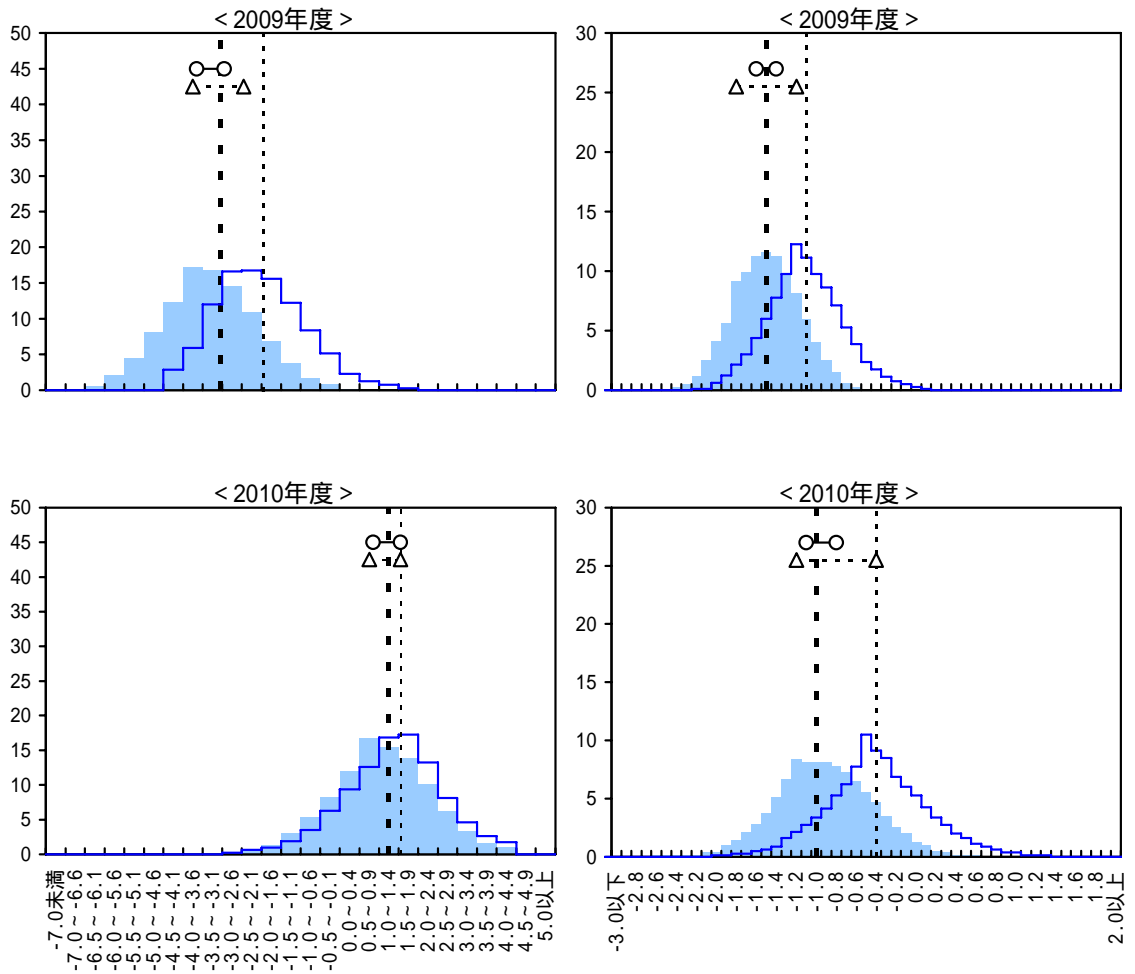
	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2008年度	-3.2～-3.0		
1月時点の見通し	-2.0～-1.6	+2.8～+3.2	+1.0～+1.2
2009年度	-3.8～-2.5	-7.8～-6.8	-1.8～-1.2
1月時点の見通し	-2.8～-1.8	-7.0～-5.0	-1.3～-0.8
2010年度	+0.7～+1.5	-2.6～-1.3	-1.2～-0.4
1月時点の見通し	+1.2～+2.0	-1.8～-0.5	-0.7～0.0

(参考2)

リスク・バランス・チャート

(1) 実質GDP

(2) 消費者物価指数(除く生鮮食品)

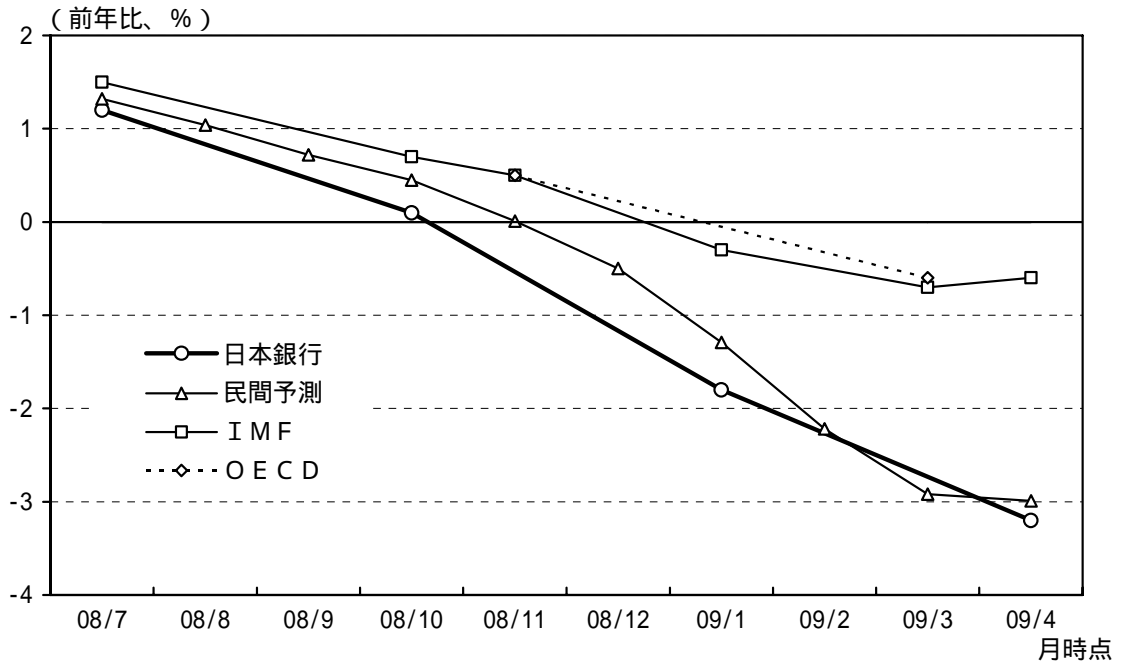


- (注1) 縦軸は確率(%)を、横軸は各指標の値(前年比、%)を示す。今回の確率分布は棒グラフで示されている。実線は2009年1月時点の確率分布を表す。
- (注2) 縦の太点線は、政策委員の見通しの中央値を表す。また、 \bigcirc で括られた範囲は政策委員の大勢見通しを、 \triangle で括られた範囲は全員の見通しを、それぞれ表す。
- (注3) 縦の細点線は、2009年1月時点の政策委員の見通しの中央値を表す。
- (注4) リスク・バランス・チャートの作成手順については、2008年4月の「経済・物価情勢の展望」BOXを参照。

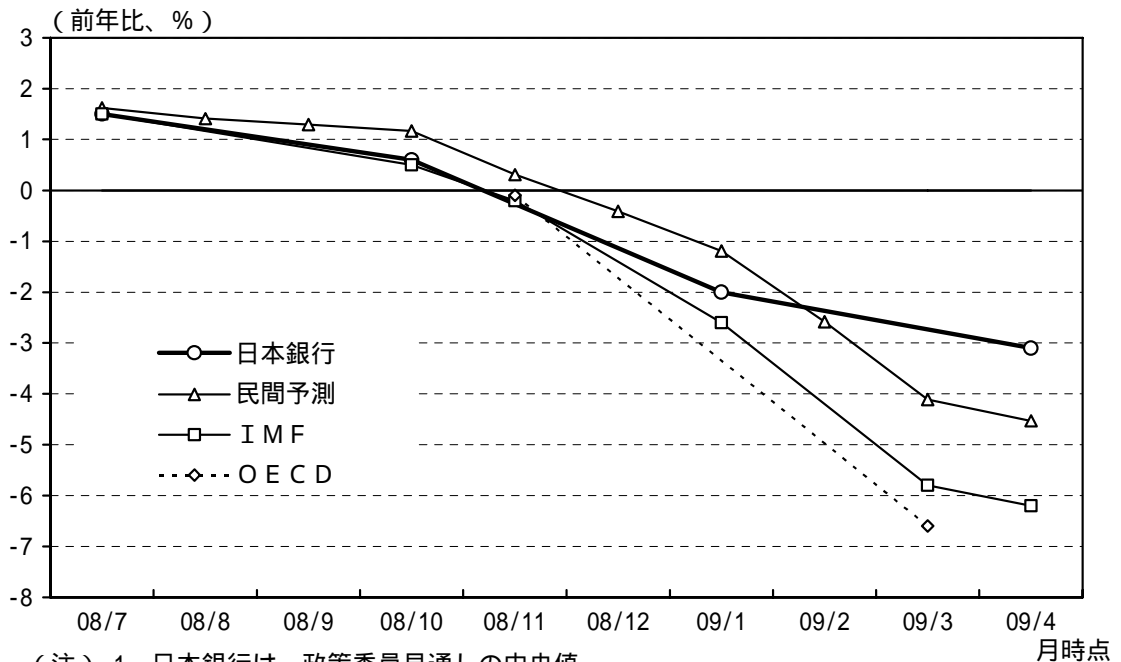
(参考図表)

実質GDP成長率見通しの改定状況

(1) 2008年度



(2) 2009年度



- (注) 1. 日本銀行は、政策委員見通しの中央値。
 2. 民間予測は、ESPフォーキャスト調査による。
 3. IMFおよびOECDの数字は暦年ベース。

(資料) 日本銀行、経済企画協会「ESPフォーキャスト調査」、IMF「World Economic Outlook」、OECD「Economic Outlook」等

(21年5月22日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で
推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(21年5月22日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2009年5月22日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。
反対：なし。

- 2．日本銀行では、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図る観点から、昨年秋以降、適格担保範囲の拡大等を行ってきた。こうした中で、各国と協調しつつ、いわゆるクロスボーダー担保の適格化についても検討してきた結果、今般、米国債、英国債、ドイツ国債、フランス国債を適格担保とすることを決定した（「『適格外国債券担保取扱要領』の制定等について」参照）。
- 3．わが国の景気は悪化を続けているが、内外の在庫調整の進捗を背景に、輸出や生産は下げ止まりつつある。金融環境をみると、ひとところに比べて緊張感が後退しているものの、なお厳しい状態が続いている。今後は、国内民間需要は引き続き弱まっていくとみられるが、輸出・生産は下げ止まりから持ち直しに転じていき、公共投資も増加していくと予想される。このため、わが国の景気は、悪化のテンポが徐々に和らぎ、次第に下げ止まっていく可能性が高い。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、石油製品価格の下落や食料品価格の落ち着きを反映して足もと低下しており、今後は、需給バランスの悪化も加わって、マイナスになっていくとみられる。
- 4．2010年度までの中心的な見通しとしては、中長期的な成長期待やインフレ予想が大きく変化しないもとで、2009年度後半以降、海外経済や国際金融資本市場の回復に加え、金融システム面での対策や財政・金融政策の効果もあって、わが国経済は持ち直し、物価の下落幅も縮小していく姿が想定される。こうした動きが持続すれば、わが国経済は、やや長い目でみれば、物価安定のもとでの持続的成長経路へ復していく展望が拓けるとみられる。もっとも、景気・物価の先行きは、海外経済や国際金融資本市場の動向に大きく依存した展開を辿る可能性が高く、見通しを巡る不確実性は大きい。
- 5．リスク要因をみると、景気については、国際的な金融経済情勢、中長期的な成長期待の動向、わが国の金融環境など、景気の下振れリスクが高い状況が続いていることに注意する必要がある。物価面では、景気の下振れリスクの顕在化、中長期的なインフレ予想の下振れなど、物価上昇率が想定以上に低下する可能性がある。
- 6．日本銀行としては、当面、景気・物価の下振れリスクを意識しつつ、わが国経済が物価安定のもとでの持続的成長経路へ復帰していくため、中央銀行として最大限の貢献を行っていく方針である。

以 上

(21年6月16日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(21年6月16日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2009年6月16日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。
反対：なし。

2. わが国の景気は、大幅に悪化したあと、下げ止まりつつある。すなわち、企業収益や雇用・所得環境が厳しさを増す中で、国内民間需要は弱まっている一方、輸出・生産は持ち直しに転じつつあるほか、公共投資も増加している。当面は、こうした景気下げ止まりの動きが次第に明確になっていく可能性が高い。この間、金融環境をみると、改善の動きがみられるものの、全体としては、なお厳しい状態が続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、石油製品価格の下落や食料品価格の落ち着きを反映して足もと低下しており、今後は、需給バランスの悪化も加わって、マイナスになっていくとみられる。
3. 先行きのわが国の景気は、内外の在庫調整が進捗したもとの、最終需要の動向に大きく依存する。2010年度までの中心的な見通しとしては、中長期的な成長期待やインフレ予想が大きく変化しないもとの、本年度後半以降、海外経済や国際金融資本市場の回復に加え、金融システム面での対策や財政・金融政策の効果もあって、わが国経済は持ち直し、物価の下落幅も縮小していく姿が想定される。こうした動きが持続すれば、わが国経済は、やや長い目でみれば、物価安定のもとでの持続的成長経路へ復していく展望が拓けるとみられる。もっとも、海外経済や国際金融資本市場の動向など、見通しを巡る不確実性は大きい。
4. リスク要因をみると、景気については、国際的な金融経済情勢、中長期的な成長期待の動向、わが国の金融環境など、景気の下振れリスクが高い状況が続いていることに注意する必要がある。物価面では、景気の下振れリスクの顕在化、中長期的なインフレ予想の下振れなど、物価上昇率が想定以上に低下する可能性がある。
5. 日本銀行としては、当面、景気・物価の下振れリスクを意識しつつ、わが国経済が物価安定のもとでの持続的成長経路へ復帰していくため、中央銀行として最大限の貢献を行っていく方針である。

以 上

(21年6月16日承認)

2009年7月から2010年6月の金融政策決定会合の開催予定日等に関する件

(案件)

2009年7月から2010年6月の金融政策決定会合の開催予定日等を、別添のとおりとすること。

(別添)

2009年6月16日
日本銀行

金融政策決定会合等の日程(2009年7月～2010年6月)

	会合開催	議事要旨公表	経済・物価情勢の 展望(基本的見解) 公表	(参考) 金融経済月報 公表
2009年7月	14日<火>・15日<水>	8月14日<金>		16日<木>
8月	10日<月>・11日<火>	9月25日<金>		12日<水>
9月	16日<水>・17日<木>	10月19日<月>		18日<金>
10月	13日<火>・14日<水> 30日<金>	11月5日<木> 11月26日<木>	30日<金>	15日<木>
11月	19日<木>・20日<金>	12月24日<木>		24日<火>
12月	17日<木>・18日<金>	1月29日<金>		21日<月>
2010年1月	25日<月>・26日<火>	2月23日<火>		27日<水>
2月	17日<水>・18日<木>	3月23日<火>		19日<金>
3月	16日<火>・17日<水>	4月12日<月>		18日<木>
4月	6日<火>・7日<水> 27日<火>	5月6日<木> 5月26日<水>	27日<火>	8日<木>
5月	20日<木>・21日<金>	6月18日<金>		24日<月>
6月	14日<月>・15日<火>	未定		16日<水>

(注)各公表資料の公表時間は原則として以下のとおり。

「議事要旨」 8時50分

「経済・物価情勢の展望」基本的見解 15時

背景説明を含む全文 . . . 翌営業日の14時

「金融経済月報」 14時

(「概要」の英訳は14時、全文の英訳は翌営業日の16時30分)

(21年7月15日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(21年7月15日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2009年7月15日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注1))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

(注1) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。
反対：なし。

- 2．企業金融の円滑化と金融市場の安定確保を引き続き図っていく観点から、日本銀行は、CP・社債買入れ、企業金融支援特別オペレーション等の時限措置を延長することとした（全員一致^(注2)、別紙参照）。
- 3．わが国の景気は下げ止まっている。すなわち、公共投資が増加しているほか、輸出や生産は持ち直しており、企業の業況感は、製造業大企業を中心に悪化に歯止めがかかっている。一方、厳しい収益状況などを背景に、設備投資は大幅に減少している。また、個人消費は、各種対策の効果などから一部に持ち直しの動きが窺われるものの、雇用・所得環境が厳しさを増す中で、全体としては弱めの動きとなっている。この間、金融環境をみると、なお厳しい状態にあるものの、改善の動きが続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、経済全体の需給が緩和した状態が続く中、前年における石油製品価格高騰の反動などから、マイナスとなっている。
- 4．先行きのわが国の景気は、内外の在庫調整が進捗したもとで、最終需要の動向に大きく依存する。2010年度までの中心的な見通しとしては、中長期的な成長期待が大きく変化しない中、本年度後半以降、海外経済や国際金融資本市場の回復に加え、金融システム面での対策や財政・金融政策の効果もあって、わが国経済は持ち直していく姿が想定される。物価面では、消費者物価の前年比は、当面、下落幅を拡大していくものの、中長期的なインフレ予想が安定的に推移するとの想定のもと、石油製品価格などの影響が薄れていくため、本年度後半以降は、下落幅を縮小していくと考えられる。こうした動きが持続すれば、わが国経済は、やや長い目でみれば、物価安定のもとでの持続的成長経路へ復していく展望が拓けるとみられる。もっとも、海外経済や国際金融資本市場の動向など、見通しを巡る不確実性は大きい。
- 5．4月の「展望レポート」で示した見通しと比べると、成長率は、概ね見通しに沿って推移すると予想される。物価については、国内企業物価・消費者物価（除く生鮮食品）とも、原油価格上昇の影響などから、2009年度は、見通しに比べてやや上振れるものの、2010年度は、概ね見通しに沿って推移すると見込まれる。

（注2）賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。
反対：なし。

6．リスク要因をみると、景気については、国際的な金融経済情勢、企業の中長期的な成長期待の動向、わが国の金融環境など、景気の下振れリスクが高い状況が続いていることに注意する必要がある。物価面では、景気の下振れリスクの顕在化、中長期的なインフレ予想の下振れなど、物価上昇率が想定以上に低下する可能性がある。

7．日本銀行としては、当面、景気・物価の下振れリスクを意識しつつ、わが国経済が物価安定のもとでの持続的成長経路へ復帰していくため、中央銀行として最大限の貢献を行っていく方針である。

以 上

(参考1)

政策委員の大勢見通し

対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2009年度	-3.7~ -3.0 < -3.4 >	-6.0~ -5.8 < -5.9 >	-1.5~ -1.2 < -1.3 >
4月時点の見通し	-3.7~ -3.0 < -3.1 >	-7.6~ -6.9 < -7.5 >	-1.6~ -1.4 < -1.5 >
2010年度	+0.6~ +1.1 < +1.0 >	-2.1~ -1.5 < -2.1 >	-1.2~ -0.7 < -1.0 >
4月時点の見通し	+0.8~ +1.5 < +1.2 >	-2.4~ -1.4 < -1.8 >	-1.1~ -0.8 < -1.0 >

(注1)「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を1個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

(注2)各政策委員は、政策金利について市場金利に織り込まれたとみられる市場参加者の予想を参考にしつつ、上記の見通しを作成している。

(注3)政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

対前年度比、%。

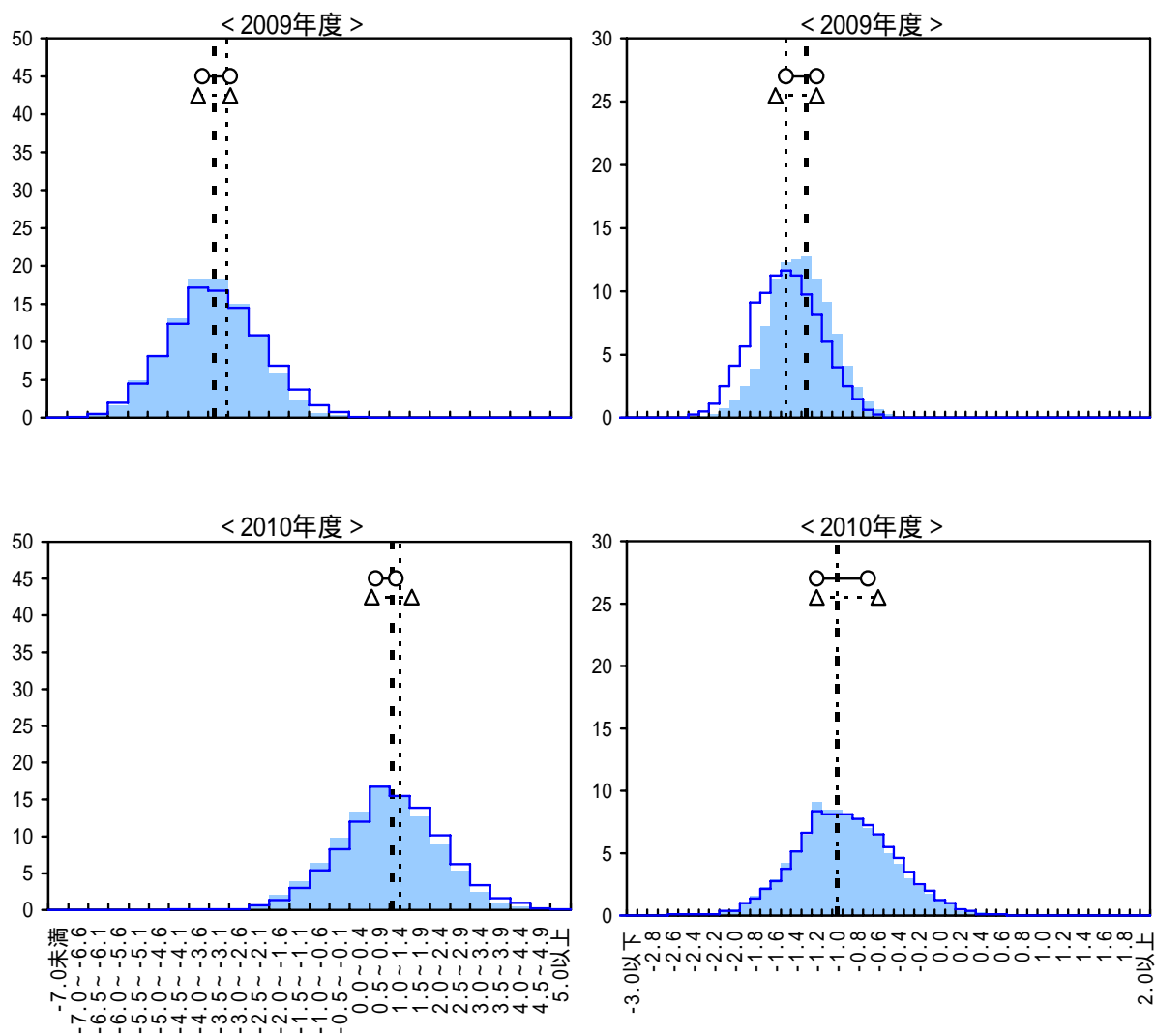
	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2009年度	-3.8~ -3.0	-6.2~ -5.7	-1.6~ -1.2
4月時点の見通し	-3.8~ -2.5	-7.8~ -6.8	-1.8~ -1.2
2010年度	+0.5~ +1.5	-2.1~ -1.4	-1.2~ -0.6
4月時点の見通し	+0.7~ +1.5	-2.6~ -1.3	-1.2~ -0.4

(参考2)

リスク・バランス・チャート

(1) 実質GDP

(2) 消費者物価指数(除く生鮮食品)



(注1) 縦軸は確率(%)を、横軸は各指標の値(前年比、%)を示す。今回の確率分布は棒グラフで示されている。実線は2009年4月時点の確率分布を表す。

(注2) 縦の太点線は、政策委員の見通しの中央値を表す。また、で括られた範囲は政策委員の大勢見通しを、で括られた範囲は全員の見通しを、それぞれ表す。

(注3) 縦の細点線は、2009年4月時点の政策委員の見通しの中央値を表す。

(注4) リスク・バランス・チャートの作成手順については、2008年4月の「経済・物価情勢の展望」BOXを参照。

(別紙)

各種時限措置の期限延長

1. コマーシャル・ペーパー等買入れ (9月30日 12月31日)
2. 社債買入れ (9月30日 12月31日)
3. 企業金融支援特別オペレーション (9月30日 12月31日)
4. 民間企業債務の適格担保としての格付要件の緩和 (12月31日 2010年3月31日)
5. 資産担保コマーシャル・ペーパーの適格担保要件の緩和 (12月31日 2010年3月31日)
6. 補完当座預金制度 (10月15日 2010年1月15日)
7. 米ドル資金供給オペレーション (10月30日 2010年2月1日)

(21年8月11日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で
推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(21年8月11日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2009年8月11日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。
反対：なし。

2．わが国の景気は下げ止まっている。すなわち、公共投資が増加しているほか、輸出や生産は持ち直している。一方、厳しい収益状況などを背景に、設備投資は大幅に減少している。また、個人消費は、各種対策の効果などから一部に持ち直しの動きが窺われるものの、雇用・所得環境が厳しさを増す中で、全体としては弱めの動きとなっている。この間、金融環境をみると、なお厳しい状態にあるものの、改善の動きが続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、経済全体の需給が緩和した状態が続く中、前年における石油製品価格高騰の反動などから、マイナス幅が拡大している。

3．先行きのわが国の景気は、内外の在庫調整が進捗したもとで、最終需要の動向に大きく依存する。2010年度までの中心的な見通しとしては、中長期的な成長期待が大きく変化しない中、本年度後半以降、海外経済や国際金融資本市場の回復に加え、金融システム面での対策や財政・金融政策の効果もあって、わが国経済は持ち直していく姿が想定される。物価面では、消費者物価の前年比は、当面、下落幅を拡大していくものの、中長期的なインフレ予想が安定的に推移するとの想定のもと、石油製品価格などの影響が薄れていくため、本年度後半以降は、下落幅を縮小していくと考えられる。こうした動きが持続すれば、わが国経済は、やや長い目でみれば、物価安定のもとでの持続的成長経路へ復していく展望が拓けるとみられる。もっとも、海外経済や国際金融資本市場の動向など、見通しを巡る不確実性は大きい。

4．リスク要因をみると、景気については、国際的な金融経済情勢、企業の中長期的な成長期待の動向、わが国の金融環境など、景気の下振れリスクが高い状況が続いていることに注意する必要がある。物価面では、景気の下振れリスクの顕在化、中長期的なインフレ予想の下振れなど、物価上昇率が想定以上に低下する可能性がある。

5．日本銀行としては、当面、景気・物価の下振れリスクを意識しつつ、わが国経済が物価安定のもとでの持続的成長経路へ復帰していくため、中央銀行として最大限の貢献を行っていく方針である。

以 上

(21年9月17日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(21年9月17日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2009年9月17日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。
反対：なし。

2. わが国の景気は持ち直しに転じつつある。すなわち、公共投資が増加を続けているほか、内外の在庫調整の進捗や海外経済の持ち直し、とりわけ新興国の回復などを背景に、輸出や生産も増加している。一方、厳しい収益状況などを背景に、設備投資は減少を続けている。また、個人消費は、各種対策の効果などから一部に持ち直しの動きが窺われるものの、雇用・所得環境が厳しさを増す中で、全体としては弱めの動きとなっている。この間、金融環境をみると、厳しさを残しつつも、改善の動きが広がっている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、経済全体の需給が緩和した状態が続く中、前年における石油製品価格高騰の反動などから、下落幅が拡大している。
3. 2010年度までの中心的な見通しとしては、中長期的な成長期待が大きく変化しない中、本年度後半以降、海外経済や国際金融資本市場の回復に加え、金融システム面での対策や財政・金融政策の効果もあって、わが国経済は持ち直していく姿が想定される。物価面では、消費者物価の前年比は、当面、下落幅が幾分拡大するものの、中長期的なインフレ予想が安定的に推移するとの想定のもと、石油製品価格などの影響が薄れていくため、本年度後半以降は、下落幅を縮小していくと考えられる。こうした動きが持続すれば、わが国経済は、やや長い目でみれば、物価安定のもとでの持続的成長経路へ復していく展望が拓けるとみられる。もっとも、海外経済や国際金融資本市場の動向など、見通しを巡る不確実性は大きい。
4. リスク要因をみると、景気については、新興国の回復といった上振れ要因が生じているが、国際的な金融経済情勢、企業の中長期的な成長期待の動向など、景気の下振れリスクが高い状況が続いている。物価面では、景気の下振れリスクの顕在化、中長期的なインフレ予想の下振れなど、物価上昇率が想定以上に低下する可能性がある。
5. 日本銀行としては、当面、景気・物価の下振れリスクを意識しつつ、わが国経済が物価安定のもとでの持続的成長経路へ復帰していくため、中央銀行として最大限の貢献を行っていく方針である。

以 上

2. 金融政策手段に係る事項の決定又は変更

(1) 「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件(平成21年4月7日決定)

「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

金融調節の一層の円滑化を図る観点から、政府(特別会計を含む。)に対する証券貸付債権および政府保証付証券貸付債権の適格担保の範囲を拡大するとともに、地方公共団体に対する証券貸付債権を適格担保とするため、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)を別紙. のとおり一部改正すること。
2. 1. の一部改正の実施を条件に、「適格担保取扱基本要領」4.(3)の定めにかかわらず、交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証券貸付債権については、政府(特別会計を含む。)に対する証券貸付債権に該当するものとして、また、預金保険機構に対する政府保証付証券貸付債権および銀行等保有株式取得機構に対する政府保証付証券貸付債権については、政府保証付証券貸付債権に該当するものとして、引き続き担保として適格なものとして取り扱うこと。

以 上

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

4 . (3) を横線のとおり改める。

(3) 適格性判定手続

国債（割引短期国債を除く。）、国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。）、政府保証付債券、~~および公募地方債、交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証書貸付債権、預金保険機構に対する政府保証付証書貸付債権および銀行等保有株式取得機構に対する政府保証付証書貸付債権~~以外の担保については、当座勘定取引の相手方である金融機関等（以下「取引先」という。）からの適格性判定依頼を受けて、本行がその適格性判断を行う。この場合、民間企業債務については、債務者である企業の信用力の判断は、「企業の信用判定基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙2.）に基づきこれを行う。

別表1を横線のとおり改める。

担保の種類および担保価格

1 . }
{
19 . } 略（不変）

20 . 交付税及び譲与税配付金特別会計政府（特別会計を含む。）に
対する証書貸付債権

(1) }
 } 略（不変）
(5) }

21 . 預金保険機構に対する政府保証付証書貸付債権

(1) }
 } 略（不変）
(5) }

22 . 銀行等保有株式取得機構地方公共団体に対する政府保証付証書
貸付債権

(1) }
 } 略（不変）
(5) }

（特則）略（不変）

別表2を横線のとおり改める。

別表2

担保の種類ごとの適格基準

担保の種類	適格基準
国債（変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を含み、割引短期国債を除く） ） 不動産投資法人に対する証券貸付債権	略（不変）
交付税及び譲与税配付金特別会計政府（特別会計を含む。）に対する証券貸付債権 預金保険機構に対する政府保証付証券貸付債権 銀行等保有株式取得機構に対する政府保証付証券貸付債権	（１）および（２）を満たしていること。 <u>（１）入札等の貸付条件の決定方法等を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</u> <u>（２）残存期間が１０年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</u>
地方公共団体に対する証券貸付債権	（１）および（２）を満たしていること。 <u>（１）入札等の貸付条件の決定方法、債務者における公募地方債の発行実績等を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</u> <u>（２）残存期間が１０年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</u>

（附則）この一部改正は、平成２１年４月末までの総裁が別に定める日から実施する。

(2) 「適格外国債券担保取扱要領」の制定等に関する件 (平成 21 年 5 月 22 日
決定)

「適格外国債券担保取扱要領」の制定等に関する件

(案 件)

- 1 . 金融市場の情勢に応じた金融調節の一層の円滑化を図るとともに、担保取扱いの適切かつ効率的な運営を確保する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

- (1) 「適格外国債券担保取扱要領」を別紙 1 . のとおり制定すること。
- (2) 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」 (平成 1 8 年 4 月 1 1 日付政委第 3 1 号別紙 1 .) を別紙 2 . のとおり一部改正すること。
- (3) 「補完貸付制度基本要領」 (平成 1 3 年 2 月 2 8 日付政委第 2 2 号別紙 1 .) を別紙 3 . のとおり一部改正すること。
- (4) 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」 (平成 2 0 年 9 月 1 8 日付政委第 7 7 号別紙 1 .) を別紙 4 . のとおり一部改正すること。
- (5) 「企業金融支援特別オペレーション基本要領」 (平成 2 0 年 1 2 月 1 9 日付政委第 1 2 4 号別紙 1 .) を別紙 5 . のとおり一部改正すること。

2. 最近における国内外の金融市場の情勢等を踏まえ、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図る観点から「適格外国債券担保取扱要領」の適用を同要領の実施日から開始すること。

別紙 1 .

「適格外国債券担保取扱要領」

1. 趣旨

- (1) この要領は、本行が通貨および金融の調節として行う与信に関して、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)の定めにかかわらず適格担保とする外貨建外国債券(以下「適格外国債券」という。)の取扱いについて定める。
- (2) 「適格担保取扱基本要領」の規定は、この要領に特段の定めがある場合を除き、その性質が許す限り、適格外国債券に適用する。

2. 適用

- (1) この要領は、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図る観点から必要と認められる場合その他国内外の金融市場の情勢等を勘案して適切な金融調節の実施のため必要と認められる場合に限り適用する。
- (2) この要領の適用を開始する場合および適用を停止する場合には、本行が適当と認める方法によりこれを公表する。

3. 適格外国債券の適格基準および担保価格

適格外国債券の適格基準および担保価格は、別表に定めるとおりとする。

4. 関係規程の読み替え

この要領を適用する場合においては、関係規程について次の読み替えを行う。

- (1) 「適格担保取扱基本要領」4.(3)において、「国債(割引短期国債を除く。)、国庫短期証券(割引短期国債および政府短期証券をいう。)、政府保証付債券および公募地方債以外の担保」とあるのは「国債(割引短期国債を除く。)、国庫短期証券(割引短期国債および政府短期証券をいう。)、政府保証付債券、公募地方債および適格外国債券以外の担保」と読み替える。
- (2) 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別紙1.)8.(1)、「米ドル資金供給オペレーション基本要領」(平成20年9月18日付政委第77号別紙1.)8.(1)および「企業金融支援特別オペレーション基本要領」(平成20年12月19日付政委第124号別紙1.)10.(1)において、「根担保」とあるのは、適格外国債券については、「担保」と読み替える。

5. 特例的取扱い

本行は、業務運営上特に必要と認める場合には、3.および4.に規定する取扱いと異なる取扱いをすることができる。

(附則)

1. この要領は、適格外国債券の担保受入れにかかる実務上の準備が整い次第速やかに実施することとし、具体的な実施日は総裁が定める。
2. 適格外国債券の担保受入れの方法その他この要領の実施にあたり必要となる事項については、総裁が定める。
3. 3.に定める適格外国債券の適格基準および担保価格については、原則として年1回程度の頻度で、国内外の金融市場の情勢等を踏まえた検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

別表

適格外国債券の適格基準および担保価格

1. 適格基準

(1) および(2)を満たしている公募債であること(発行国が、本行が適当と認める格付機関の複数からAA格相当以上の格付を取得している場合に限る。)

(1) 以下のいずれかに該当する債券であること。

イ、アメリカ合衆国政府が発行する米ドル建債券のうち、Treasury Bonds、Treasury Notes または Treasury Bills

ロ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券のうち、Conventional Gilts または Treasury Bills

ハ、ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券のうち、Bunds (Bundesanleihen) 、 Bobls (Bundesobligationen) 、 Schätze (Bundesschatzanweisungen) または Bubills (Unverzinsliche Schatzanweisungen des Bundes)

ニ、フランス共和国政府の発行するユーロ建債券のうち、OAT(Obligations Assimilables du Trésor)、BTAN(Bons du Trésor à intérêts annuels)または BTF(Bons du Trésor à taux fixe et à intérêt précompté)

(2) 本行の業務運営の円滑性の確保その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。

2. 担保価格

残存期間1年以内のもの	時価(円貨換算後)の84%
残存期間1年超5年以内のもの	時価(円貨換算後)の84%
残存期間5年超10年以内のもの	時価(円貨換算後)の84%
残存期間10年超20年以内のもの	時価(円貨換算後)の84%
残存期間20年超30年以内のもの	時価(円貨換算後)の83%
残存期間30年超のもの	時価(円貨換算後)の82%

別紙 2 .

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

8 . を横線のとおり改める。

8 . 担保

(1) 略 (不変)

(2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)および「適格外国債券担保取扱要領」(平成21年5月22日付政委第63号別紙1.)の定めるところによる。

(附則) この一部改正は、「適格外国債券担保取扱要領」の実施日から実施する。

別紙 3 .

「補完貸付制度基本要領」中一部改正

7 . を横線のとおり改める。

7 . 担保

(1) 略 (不変)

(2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)および「適格外国債券担保取扱要領」(平成21年5月22日付政委第63号別紙1.)の規定するところによる。

(附則) この一部改正は、「適格外国債券担保取扱要領」の実施日から実施する。

別紙 4 .

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

8 . を横線のとおり改める。

8 . 担保

(1) 略 (不変)

(2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)および「適格外国債券担保取扱要領」(平成21年5月22日付政委第63号別紙1.)の定めるところによる。

(3) 略 (不変)

(附則) この一部改正は、「適格外国債券担保取扱要領」の実施日から実施する。

別紙 5 .

「企業金融支援特別オペレーション基本要領」中一部改正

10 . を横線のとおり改める。

10．担保

(1) 略(不変)

(2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)および「適格外国債券担保取扱要領」(平成21年5月22日付政委第63号別紙1.)の定めるところによる。

(附則)この一部改正は、「適格外国債券担保取扱要領」の実施日から実施する。

(3)「株式会社日本政策投資銀行との金融市場調節に係る諸取引の取扱いに関する特則」の一部改正等に関する件(平成21年7月15日決定)

「株式会社日本政策投資銀行との金融市場調節に係る諸取引の取扱いに関する特則」の一部改正等に関する件

(案 件)

最近の企業金融情勢を踏まえ、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るとともに、企業金融の円滑化に資する観点から、株式会社日本政策投資銀行が、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第2条第5号に定める危機対応業務として実施するコミットメント・ラインの設定業務を支援するための時限措置として、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「株式会社日本政策投資銀行との金融市場調節に係る諸取引の取扱いに関する特則」(平成20年12月19日付政委第125号別紙1.)を別紙1.のとおり一部改正すること。
2. 「日本銀行業務方法書」中一部変更(平成20年12月19日付政委第125号別紙2.)を別紙2.のとおり一部変更すること。

以 上

「株式会社日本政策投資銀行との金融市場調節に係る諸取引の取扱いに関する特則」中一部改正

標記特則を横線のとおり改める。

株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 2 条第 5 号に定める危機対応業務またはこれに関連する業務として実施するコマーシャル・ペーパーの買取業務およびコミットメント・ラインの設定業務（以下「CP 買取業務等」という。）を支援するための時限措置として、同行について、金融市場調節に係る諸取引の対象先に選定するための条件に関し、以下の 1 . ないし 3 . の特例を設けるものとする。

- 1 . }
3 . } 略（不変）

（附則）

- 1 . この特則は、本日から実施し、CP 買取業務等の終了日をもって廃止する。
- 2 . 株式会社日本政策投資銀行が、CP 買取業務等により取得したコマーシャル・ペーパーまたはコミットメント・ライン契約に基づく貸付債権を保有している場合における同行の取扱いについては、1 . の廃止日以後も、なお従前の例による。

「日本銀行業務方法書」中一部変更」中一部変更

附則を横線のとおり改める。

(附則)

- 1 . この業務方法書の一部変更は、平成二十年十二月十九日から実施し、株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に定める危機対応業務またはこれに関連する業務として実施するコマーシャル・ペーパーの買取業務およびコミットメント・ラインの設定業務(以下この附則において「CP買取業務等」という。)の終了日限り、その効力を失う。
- 2 . 株式会社日本政策投資銀行が、この変更の失効前にCP買取業務等により取得したコマーシャル・ペーパーまたはコミットメント・ライン契約に基づく貸付債権を保有している場合における同行に対する第九条の三(第四十九条の三において準用する場合を含む。)および第十一条の規定の適用については、失効日後も、なお従前の例による。

(4) 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」等の一部改正等に関する件(平成21年7月15日決定)

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」等の一部改正等に関する件

(案件)

最近の金融資本市場の情勢に鑑み、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るとともに、企業金融の円滑化に資する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」(平成20年9月18日付政委第77号別紙1.)を別紙1.のとおり一部改正すること。
2. 「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成20年9月18日付政委第77号別紙2.)を別紙2.のとおり一部改正すること。
3. 「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」(平成20年9月18日付政委第77号別紙3.)を別紙3.のとおり一部改正すること。
4. 「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」(平成20年10月14日付政委第93号別紙2.)を別紙4.のとおり一部改正すること。
5. 「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」(平成20年10月31日付政委第101号別紙1.)を別紙5.のとおり一部改正すること。

- 6 . 「日本銀行業務方法書中一部変更」(平成20年10月31日付政委第101号別紙2 .)を別紙6 . のとおり一部変更すること。
- 7 . 「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」(平成20年12月2日付政委第117号別紙1 .)を別紙7 . のとおり一部改正すること。
- 8 . 「企業金融支援特別オペレーション基本要領」(平成20年12月19日付政委第124号別紙1 .)を別紙8 . のとおり一部改正すること。
- 9 . 「企業金融支援特別オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成20年12月19日付政委第124号別紙2 .)を別紙9 . のとおり一部改正すること。
- 10 . 「コマーシャル・ペーパー等買入基本要領」(平成21年1月22日付政委第6号別紙1 .)を別紙10 . のとおり一部改正すること。
- 11 . 「コマーシャル・ペーパー等買入における買入対象先選定基本要領」(平成21年1月22日付政委第6号別紙2 .)を別紙11 . のとおり一部改正すること。
- 12 . 「「日本銀行業務方法書」中一部変更」(平成21年1月22日付政委第6号別紙3 .)を別紙12 . のとおり一部変更すること。
- 13 . 「社債買入基本要領」(平成21年2月19日付政委第22号別紙1 .)を別紙13 . のとおり一部改正すること。
- 14 . 「社債買入における買入対象先選定基本要領」(平成21年2月19日付政委第22号別紙2 .)を別紙14 . のとおり一部改正すること。
- 15 . 「「日本銀行業務方法書」中一部変更」(平成21年2月19日付政委第22号別紙3 .)を別紙15 . のとおり一部変更すること。

以 上

別紙 1 .

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~24~~22年~~10~~2月~~30~~1日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 2 .

「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~24~~22年~~10~~2月~~30~~1日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 3 .

「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」中一部改正

4 . を横線のとおり改める。

4 . 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~21~~22年~~10~~2月~~30~~1日

別紙 4 .

「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」中一部改正

3 . を横線のとおり改める。

3 . 本措置は、平成20年10月末までの総裁が別に定める日から実施し、平成~~21~~22年~~12~~3月31日をもって廃止する。

別紙 5 .

「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」中一部改正

7. を横線のとおり改める。

7. 付利の開始および終了

この基本要領に基づく付利は、平成20年11月16日を起算日とする積み期間に関する当座預金または準備預り金に対する付利をもって開始し、平成21年9月16日を起算日とする積み期間に関する当座預金または準備預り金に対する付利をもって終了する。

別紙6.

「日本銀行業務方法書中一部変更」中一部変更

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成二十年十一月十六日から実施し、平成三十一年十一月十五日限りその効力を失うものとする。

別紙7.

「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」中一部改正

3. を横線のとおり改める。

3. 本措置は、平成20年12月9日から実施し、平成~~21~~22年~~12~~3月31日をもって廃止する。

別紙8.

「企業金融支援特別オペレーション基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年~~9~~12月~~30~~31日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

別紙9.

「企業金融支援特別オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年9月12日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙10.

「コマーシャル・ペーパー等買入基本要領」中一部改正

7. を横線のとおり改める。

7. 買入を行う期間

平成21年9月12日までとする。

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年9月12日をもって廃止する。

別紙11.

「コマーシャル・ペーパー等買入における買入対象先選定基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年9月12日30日をもって
廃止する。

別紙12.

「日本銀行業務方法書」中一部変更」中一部変更

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成二十一年一月二十二日から実施し、平成二十一年九月三十日限りその効力を失うものとする。

別紙13.

「社債買入基本要領」中一部改正

7. を横線のとおり改める。

7. 買入を行う期間

平成21年9月12日30日31日までとする。

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年9月12日30日31日をもって廃止する。

別紙14.

「社債買入における買入対象先選定基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年9月12日30日31日をもって廃止する。

別紙15.

「日本銀行業務方法書」中一部変更」中一部変更

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成二十一年二月十九日から実施し、平成二十一年九月十二月三十三十一日限りその効力を失うものとする。